

長期財政収支の見通しと財政運営の基本的な考え方（概要版）

平成 29 年 10 月 市原市

長期財政収支見通し

（1）長期財政収支見通しの大前提

- 長期財政収支見通しの試算は、現時点での税制度、地方財政制度及び本市の財政運営を基に行っており、今後の制度改正や事業計画の変更に応じて変更が生じるものです。
- 本試算は、総合計画を踏まえた各種施策の展開と、歳入確保の取り組みや行財政改革による歳出削減など、今後の収支の増減の要因を考慮しつつ、一定の仮定に基づいて機械的に推計したものであり、将来の予算編成を拘束するものではありません。また、本市のあるべき姿を示したものではありません。
- 財政収支見通しの試算は、試算後の状況の変化を反映するため、定期的な見直し（ローリング）を行い、期間の延伸をしていきます。
- 公共資産マネジメントによる施設の再配置や大規模建設事業については、時期や規模が確定していないため、計上していません。

（2）長期財政収支見通しの前提条件

【基本事項】

- ◎ 試算期間：平成 30 年度から平成 39 年度（10 年間）
- ◎ 対象会計：普通会計ベース
- ◎ 消費税率：平成 31 年 10 月から 10%に引き上げ

【歳入（主なもの）】

◎ 市税：

- ・市民税：個人市民税は納税者の人口動態を勘案。法人市民税は平成 28 年度の決算額を基礎とし、税制改正を反映させたものを横ばい。
- ・固定資産税：3 年ごとの評価替えを勘案、設備投資による償却資産の増を見込む。

◎ 交付税：

- ・普通交付税：税収見込み等を勘案。特別交付税：1 億円で固定。

◎ 国・県支出金、市債：

- ・国・県支出金：扶助費及び普通建設事業費などの歳出に連動。
- ・市債：建設事業債 30 億円をベースに臨時財政対策債を加算。

◎ 繰入金：平成 30 年度以降、財政調整基金繰入金 10 億円を見込む。

【歳出（主なもの）】

◎ 義務的経費：

- ・人件費：経常分は平成 28 年度決算額を基礎とし、市立幼稚園・市立保育所の再編計画に伴う影響額を反映。（職員人件費は人勤を考慮）
- ・扶助費：平成 29 年度決算見込を基礎として年 2.0%増を見込む。
- ・公債費：市債の既発分に係る元利償還金に、本試算による新規発行見込み分の元利償還金を加算。

◎ 普通建設事業費：実行計画採択済事業費を計上。H32 以後は、総合計画事業を元に毎年度経常的に実施している区画整理事業等の実績額等を反映。

◎ 繰出金：国民健康保険事業特別会計は制度改正の影響を考慮し、H30 以後 4 億円の減を見込む。介護保険及び後期高齢者医療事業特別会計は過去の伸び率を考慮。下水道事業特別会計は未普及解消の取り組みを反映。

【人口推計】（市原市人口ビジョン展望値）

（千人）

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
人口	278	277	276	275	274	273	272	271	270	269
うち 生産年齢人口	167	165	163	162	160	159	157	156	155	154

（3）長期財政収支見通しの概要

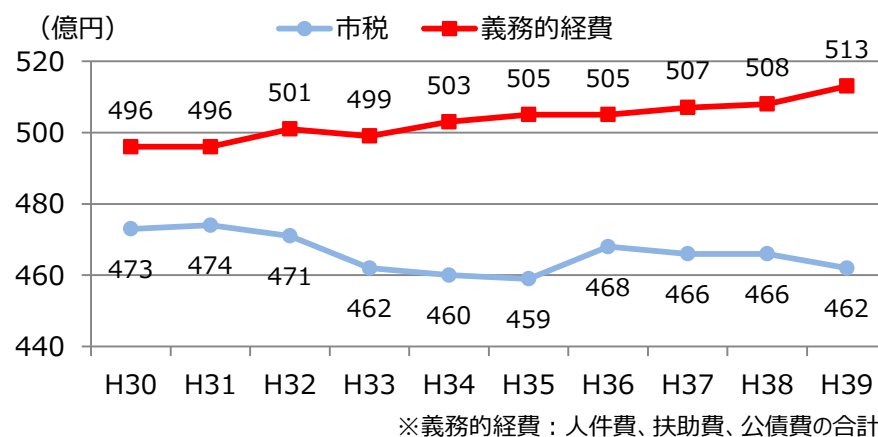
【長期財政収支見通し】

（億円）

年度	H30 予算	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
歳入	884	887	887	880	889	890	901	897	907	905
歳出	884	892	883	891	900	903	908	913	924	936
差	0	△5	4	△11	△11	△13	△7	△16	△17	△31

- 平成 31 年度以降、各年度において歳出に対し歳入が不足し、その額は、平成 39 年度では 31 億円に達することになります。
 - 平成 30 年度～平成 39 年度までの 10 年間でおよそ **107** 億円（単年度平均 10.7 億円）の収支不足が見込まれます。
- ※決算積立て以上の財政調整基金の取り崩しを進めた場合、基金は枯渇することになります。（財政調整基金残高：58.3 億円（H29 末））

市税と義務的経費※の見通し



【経常収支比率の見通し】

（%）

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
比率	97.6	97.6	97.4	98.2	98.4	99.0	97.4	99.3	98.6	100.4

- 長期財政収支見通しを踏まえた比率は、年々悪化の傾向にあります。
 - 現状のまま推移した場合、平成 39 年度には 100%を超える見通しです。⇒経常収支比率が 100%を超えるということは、経常的な支出を経常的な収入で賄えないことになり、基金（貯金）の取り崩しなど臨時的な収入で人件費などの経常的な支出を賄わざるを得ないことを表しています。
- ※平成 30～33 年度は普通交付税と臨時財政対策債は見込んでいません。

財政運営の基本的な考え方

この長期財政収支見通しに基づいて、下記の基本指針を踏まえた収支均衡に向けた取り組みを推進することで、収支不足の解消を図り、将来にわたって持続可能な規律ある財政を確保していきます。

基本指針

- ◆各年度における市債の発行額は 50 億円を上限とするともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字維持に努める。なお、大規模事業への対応により、一時的に 50 億円を超える発行額とならざるを得ない場合には、後年度の発行額の抑制により、恒常化しないよう努める。（ただし、災害への対応及び地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の発行を除く。）
- ◆財政調整基金は恒常的な取り崩しを抑制し、40 億円以上の残高を確保するよう努める。（ただし、災害への対応を除く。）
- ◆市民に市政への関心・理解を深めてもらい、市民との協働を推進するため、財政状況・財政運営の透明性の確保に努める。

《収支均衡に向けた取り組み》

① 歳入の確保と適正化

- ・市税等徴収率の向上と未収債権（滞納額）の回収促進
- ・市税収入の増大に向けた税源の涵養
- ・特別・企業会計を含む使用料等の受益者負担の適正化
- ・未利用資産の売払い、貸付等による有効活用
- ・広告料収入やネーミングライツの拡大
- ・財政調整基金ほか積立基金の残高の確保
- ・有利な資金の最大限の活用

② 歳出の抑制と適正化

- ・人件費、扶助費、公債費ほか経常的経費の抑制
- ・特別会計の繰出金適正化の推進
- ・将来負担を含めた費用対効果の検証による事業の選択
- ・公共施設統廃合の推進

③ その他財政健全化に向けた取り組み

- ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ・分かりやすい財政情報の提供